

向日町競輪場基本構想策定支援業務 仕様書

1 業務名称

向日町競輪場基本構想策定支援業務

2 業務目的

向日町競輪事業については、今後のあり方の検討を行い、「向日町競輪事業の今後のあり方に関する基本的な考え方（以下「基本的な考え方」という。）」をとりまとめ、現在の包括民間委託終了後の令和7年度以降も継続することとしたところであるが、向日町競輪場への来場者が大きく減少する中、京都府の施設である以上、多くの府民に利用されることが望ましく、来場者を増やすことが必要となっている。

そのため、老朽化が著しい施設について、施設・機能を集約し、競輪事業の継続に必要な施設整備を実施した上で、その立地の良さを活かし、集約化に伴い生じる余剰スペースの整備を実施することで、向日町競輪場を競輪開催の場としての機能だけではなく、レジャーや憩いの場、スポーツ活動・防災の拠点などの多目的・複合的な機能を併せ持った、地域の交流・賑わいの拠点となる施設へと転換し、府民に広く親しまれるような存在へと変革することとしており、こうした施設整備を実施するために基本構想を策定する。その策定に当たり、専門的な知見や企画力等を活かすことができるよう、基本構想策定支援業務を委託する。

3 契約期間

契約締結日から令和6年2月29日まで

4 業務内容

本委託で実施する業務は、以下の（1）～（6）とする。

なお、業務の実施に当たっては、「基本的な考え方」や「向日町競輪事業外部有識者会議」の資料などに留意の上、発注者と十分に協議・調整すること。

（1）現状及び課題の整理

施設、サービスなど競輪事業を継続するに当たっての現状・課題の整理及び必要なデータの収集・分析

（2）売上及び収支見通しの作成

全国的な車券売上の動向及び人口動態などを踏まえた、今後10年間の売上・収支見通しの作成

（3）整備方針の作成に当たっての検討

① コンセプト及びゾーニング

現在の向日町競輪場の立地や施設の配置などを踏まえた、コンセプト及びゾーニングの検討

② 施設・機能の集約

競輪事業を取り巻く環境の変化に対応した、施設・機能の集約（必要な施設・機能の、適正な規模・配置等）の検討

③ 余剰スペースの活用イメージ

施設・機能の集約により発生する、余剰スペースの活用イメージの検討

④ 整備手法

民間事業者のノウハウ・資金の活用など、整備手法の検討

（4）整備後イメージ、想定事業費及びスケジュールの作成

施設・機能の集約などを踏まえた、整備後イメージ、想定事業費（競輪事業の継続に必要な施設に限る）及び全体スケジュール（今後10年間）の作成

（5）その他

基本構想及び関連資料の整理など、基本構想の策定に附随する業務

（6）本業務に係る報告

- ア 令和5年8月下旬に、基本構想（素案）を提出すること。
- イ 令和5年11月下旬に、基本構想（案）（本体・概要版・関連資料）を提出すること。
- ウ 令和6年2月下旬に、基本構想（本体・概要版・関連資料）を提出すること。
- エ 上記の報告を行う際は、紙媒体で20部の他、電子データで提出すること。

5 業務完了報告

業務完了後は、速やかに成果物を添えて、業務完了報告書を提出すること。

6 著作権等

- (1) 本事業により得られた知的財産権（特許権、実用新案権、意匠権、プログラム及びデータベースに係る著作権等権利化された無体財産権及びノウハウ等）は、発注者に帰属する。
- (2) 受託者は自ら制作・作成した著作物に対し、いかなる場合も著作権者人格権を行使しないものとする。
- (3) 成果物に含まれる受託者又は第三者が権利を有する著作物等（以下「既存著作物」という。）の著作権等は、個々の著作者等に帰属するものとする。
- (4) 納入される成果物に既存著作物等が含まれる場合には、受託者が当該既存著作物の使用に必要な費用の負担及び使用許諾契約等に係る一切の手続を行うものとする。

7 個人情報の取扱い

委託業務を実施するための個人情報の取扱いについては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他法令及び委託契約書の記載事項を遵守しなければならない。

8 再委託

- (1) 受託事業者は、業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、受託事業者は、業務をより効果的なものとする目的において、あらかじめ発注者の承諾を得たときは、委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等業務の主たる部分を除き、必要に応じて業務の一部を再委託することができる。
- (2) 受託事業者は、業務を再委託に付する場合、再委託先ごとに再委託する業務の内容、再委託先の概要並びにその体制及び責任者について、書面により再委託先との契約関係を明確にした上で発注者の承諾を得るとともに、再委託先に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

9 その他

- (1) 本業務の実施に当たっては、発注者と連絡を密にし、円滑な業務の遂行に努めること。
- (2) 発注者が会議等への出席等、業務の要請をした場合には、即応することができる体制を構築しておくこと。
- (3) 受託者は、契約期間中及び契約期間後において、本業務上知り得た情報を第三者に漏らしてはならない。
- (4) 業務に支障が生じた場合又は支障の発生が予想される場合には、その要因を分析するとともに、発注者と協議の上、積極的に改善に取り組むこと。
- (5) その他、契約書及び仕様書に定めのない事項、細部の業務内容等については、発注者と協議して決定すること。